

総務常任委員会 審査順序

● 付託議案について

議案第 98 号 令和 6 年度八戸市一般会計補正予算

○歳出

款	項	摘 要
第 1 条の歳出中 2 款 総務費 9 款 消防費 10 款 教育費	1 項 総務管理費 2 項 徴税費 全部 1 項 教育総務費 〈 3 項 中学校費 5 項 社会教育費	3 目を除く 1 目12節、14目、17目を除く

○歳入 第 1 条中の歳入予算の補正及び第 4 条地方債の補正

議案第 104 号 八戸市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 105 号 八戸市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について

議案第 106 号 八戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 107 号 八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 108 号 八戸市学校給食条例の一部を改正する条例の制定について

[総務協議会]

○ 所管事項の報告について

- 1 令和 6 年度八戸市総合防災訓練の実施について
- 2 八戸市視聴覚センター・児童科学館プラネタリウム設備更新業務委託契約の締結について
- 3 八戸市立図書館 150 周年事業について
- 4 救急活動における気道確保用のチューブの誤挿管について

議案第104号

八戸市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正理由

心身障害者医療費の支給に関する事務等を個人番号を利用できる事務に追加するとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の一部改正に伴う規定の整備その他所要の改正をするもの。

2 改正内容

(1) 健康保険証の廃止に伴う整備

番号法の一部改正に伴い、令和 6 年12月 2 日から健康保険証の新規発行が廃止となるため、個人番号を利用して八戸市心身障害者医療費受給対象者の健康保険情報を確認できるようにするもの。

(2) 番号法の一部改正に伴う整備

従来から番号法に規定されていた生活保護の法定業務の利用範囲に「被保護者の健康管理支援事業」が追加され、個人番号を利用した健康管理支援事業（オンライン資格確認）実施に必要な情報を取得できるようにするもの。

3 施行日

公布の日

【参考】

番号法及び条例のそれぞれで規定する事項

	番号法	条例
規定事項	(1) マイナンバーを利用することができる事務 (2) 自治体間等で情報連携をすることができる事務及び特定個人情報	(1) 市が独自でマイナンバーを利用することができる事務 (2) 市長事務部局内で情報連携をすることができる事務及び特定個人情報

議案第105号

八戸市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について

1 制定の趣旨

市の機関等に対する申請、届出その他の手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を進めることにより、市民生活の向上を図るため、情報通信技術を利用する方法による手続等について必要な事項を定めるもの。

2 条例の内容

(1) 目的（第1条）

情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要な事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与すること。

(2) 電子情報処理組織による申請等（第3条）

条例等の規定で書面等により行うこととしている申請等について、オンラインで行うことができることとするとともに、申請の到達時期について定める。

(3) 電子情報処理組織による処分通知等（第4条）

条例等の規定で書面等により行うこととしている処分通知等について、オンラインで行うことができることとする。

また、処分通知の到達時期を定めるとともに、処分通知等で必要な署名等において、規則で定める方法により行うことができることとする。

(4) 電磁的記録による縦覧等（第5条）

条例等の規定で書面等により行うこととしている縦覧等について、電磁的記録による縦覧等を行うことができることとする。

(5) 電磁的記録による作成等（第6条）

条例等の規定で書面等により行うこととしている作成等について、電磁的記録の作成等により行うことができることとする。

(6) 適用除外（第7条）

申請事項に虚偽がないことを対面により確認する必要がある場合や許可書等の書面を事業所に備え付ける必要があるなど、オンライン化が適当でない手続等につい

ては適用しないこととする。

(7) 添付書面等の省略（第8条）

行政機関間の情報連携により入手・参照できる情報に関する添付書類について、規則で定めたとえで添付を不要とする。

(8) その他

上記(1)から(7)のほか、第2条では用語の定義、第9条では条例の規定によるオンラインで行うことができる行政手続きの状況に係る公表、第10条では条例施行に関し必要な事項を規則で定めることを規定。

3 施行日

令和6年11月5日

八戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正理由

窓口業務改革プロジェクトにより、謄本、抄本、証明書等のオンラインによる申請等を開始するに当たり、手数料の徴収時期及び郵便による謄本、抄本、証明書等の送付に係る規定の整備をするもの。

2 改正内容

- (1) 手数料を徴収する事務の手続の実態に合わせて、謄本、抄本、証明書等の交付に係る手数料の徴収時期について規定の整備をする。
- (2) 郵便による謄本、抄本、証明書等の送付を行う場合について規定の整備をする。

3 施行日

公布の日

八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

地方税法等の一部改正に伴い、公益信託に係る個人市民税の寄附金税額控除に関する規定の整備をするとともに、その他所要の改正をするためのものである。

2 改正の主な内容

≪個人市民税≫

公益信託に係る個人市民税の寄附金控除に関する規定の整備

新たな公益信託制度（※）の創設に伴い、公益信託の信託財産とするために支出された当該公益信託に係る信託事務に関する寄附金を寄附金控除の対象とするもの。

※公益信託とは、公益法人のように機関を設けることなく、信託財産と受託者（財産の管理・運用を行う者）の組織・能力を活用し、委託者（寄附者）の意思を反映した公益活動を行う制度のことで、担い手や信託財産の範囲の拡大等により、これまでより使いやすい制度へと見直された。

3 その他

条項ずれなど、所要の改正を行うもの。

4 施行期日

公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日 他

議案 第108号

八戸市学校給食条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

令和6年10月1日開始の給食費の無償化に伴い、給食費の徴収について所要の改正をするため。

2 改正の内容

(1) 給食費の決定について

- ・第4条第1項において、給食費を「学校給食法第11条第2項において学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担とされている経費に充てるための費用」と定義づけをした上で、改正前と同様に、「教育委員会が定める」と規定。

(2) 徴収について

- ・第2項では、無償化に伴い、「給食費は徴収しない」と規定。
- ・「ただし書」で、就学援助制度の対象となる児童生徒は、就学援助制度により保護者に代わり公費負担されるため、無償化の対象外となることを規定。

3 施行期日 令和6年10月1日

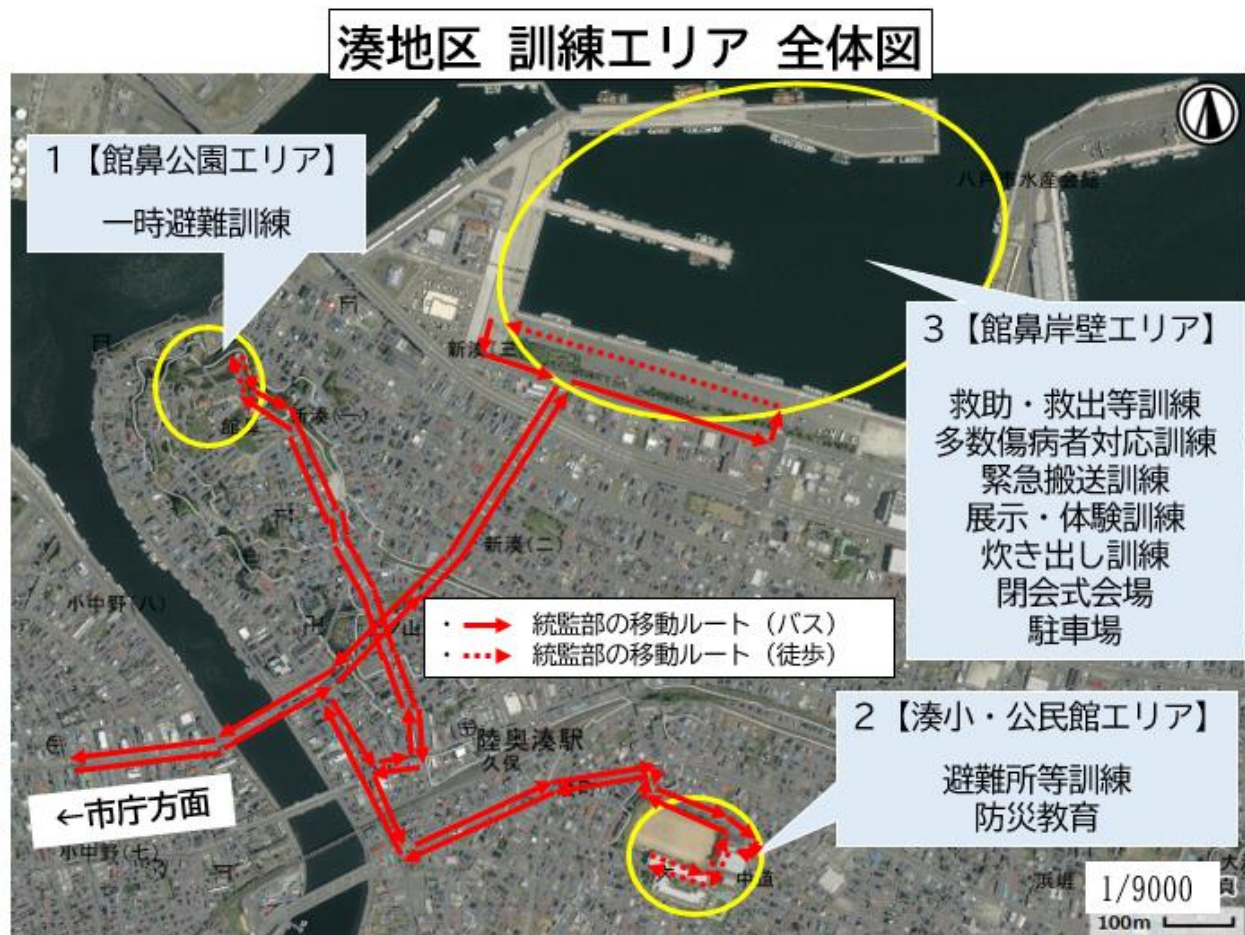
令和6年度八戸市総合防災訓練の実施について

1 目的

災害対策基本法及び八戸市地域防災計画に基づき、国・県・その他の防災関係機関及び地域住民参加のもと、感染症対策を考慮しつつ地震・津波災害発生時の避難行動及び組織間の連携した応急対策を迅速かつ円滑に実施できるよう訓練するとともに、防災対策の強化、地域住民の防災意識の高揚を図ることを目的とする。

2 実施日時 令和6年10月26日（土） 8：00～12：00

3 実施場所と内容 湊地区（館鼻岸壁、館鼻公園、湊小学校、湊公民館）



4 参加者 70団体程度（主催含む。参加人数は調整中。）

地元関係団体（湊地区連合町内会、湊地区連合町内自主防災会等）

学校（湊小学校、八戸工大附属第一高等学校、千葉学園高等学校等）

防災関係機関・団体（陸海空自衛隊、県防災航空隊、災害時応援協定締結団体等）

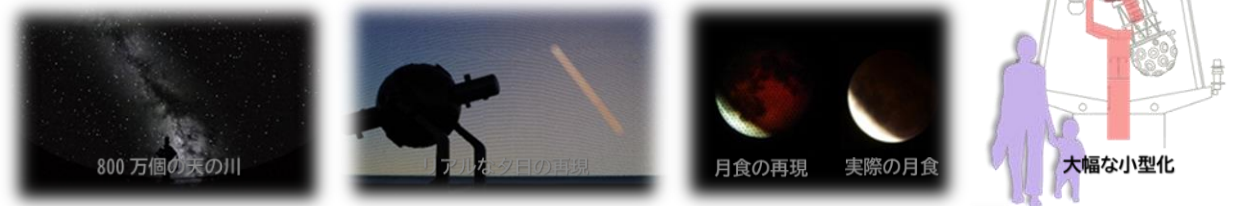
八戸市視聴覚センター・児童科学館プラネタリウム設備更新業務委託契約の締結について

- 1 委 託 名 八戸市視聴覚センター・児童科学館プラネタリウム設備更新業務委託
- 2 委託場所 八戸市類家四丁目3番1号 地内（八戸市視聴覚センター・児童科学館）
- 3 委託概要 プラネタリウム設備更新業務一式
 - ① 設備概要
 - ドーム形状 直径12m・水平型スクリーン
 - 座席数 81席（更新後）
 - ② 業務内容
 - 光学式プラネタリウム投映機設置 一式
 - 全天デジタル投映システム設置 一式
 - 制御・操作卓・自主制作システム設置 一式
 - 音響設備設置 一式
 - 座席更新 一式
 - ドームスクリーン張替え 一式
 - 床、内装等の補修及び改修 一式
 - コンテンツの制作及び装填 一式
 - 二次側電気工事 一式
 - 既存機器の撤去及び処分 一式
 - 現場管理 一式
 - 機器及びシステム操作説明 一式
- 4 委託期間 契約締結の翌日から令和7年3月21日まで
- 5 契約金額 303,050,000 円
- 6 契 約 者 東京都府中市矢崎町四丁目16番地
株式会社五藤光学研究所
取締役社長 五藤 信隆

7 新プラネタリウム設備概要

(1) 星空がより美しい光学式プラネタリウムへ

- 従来機種 “MS-10” を “オルフェウス” に更新
- 投映できる恒星数が大幅にアップ 従来機種 6,200 個→更新機種 800 万個
- 夕日や月食などを再現可能な機能
- 観客の視界を妨げないよう従来機種より大幅に小型化



(2) 「ハイブリッド・プラネタリウム」として光学式プラネタリウムと連動する全天周映像

- 高発色で美しく見やすいレーザー光源のプロジェクタを2台採用
- 受注者独自の高精細魚眼レンズで4K相当映像を隅々まで高精細に投映
- 最新の高速グラフィックエンジンを搭載し、地球や惑星の地表面を精細に描写
- 環境やSTEAMなどの総合教育に役立つツールの搭載
- 方位学習に役立つ市内41小学校の校庭から見た風景の撮影と装填



(3) その他

- つなぎ目の目立たない、高精度ドームスクリーンの設置
- 幅広く、ゆったりとした座席と車椅子利用者等への配慮



八戸市立図書館 150 周年事業について

1. 目的

令和6年度に八戸市立図書館が開館 150 周年を迎えたことを市民に広く周知し、更なる図書館の利用促進を図るため、関連事業を展開する。

2. 事業内容

(1) 150 周年ロゴマークの製作

(2) 150 周年記念誌の発行

(3) 記念グッズの製作及び販売（トートバッグ、クリアファイル、しおり）

(4) 市民のための歴史講座

①10月20日（日） 演題：読本・近代挿絵の絵師と作品について

講師：八戸クリニック街かどミュージアム 館長 小倉 学 氏

②11月23日（土・祝）演題：八戸市立図書館の源流 一大仲間・八戸書籍縦覧所一

講師：東北大学東北アジア研究センター 鈴木 淳世 氏

(5) 150 周年パネル展

八戸市立図書館、八戸市庁本館 1 階エントランスホール及び八戸市公会堂において、「江戸時代の読書会の様子」、「日本最古級の近代図書館 八戸書籍縦覧所」、「町立と市立図書館」、「現在の図書館」などを紹介するパネルを作成・展示。

(6) 第 14 回八戸市図書館を使った調べる学習コンクール（八戸市立図書館 150 周年記念）

地域コンクールにおいて、150 周年特別賞を創設。

(7) 150 周年記念モデル利用カード発行

利用カードに 150 周年ロゴマークをプリントした記念モデルを発行。

(8) 150 周年記念八戸市職員ネームプレートの製作・着用



(150 周年記念職員ネームプレート)

3. 事業スケジュール（案）

時期	内容	備考
10月1日（火）	記念グッズ販売開始	販売場所：図書館、ブックセンター
	150 周年パネル展①（～10/30）	場所：八戸市立図書館
10月20日（日）	歴史講座①	場所：八戸市総合福祉会館
11月1日（金）	150 周年記念モデル利用カード発行開始	
11月12日（火）	150 周年パネル展②（～11/29）	場所：市庁本館 1 階エントランスホール
11月23日（土・祝）	歴史講座②	場所：八戸市総合福祉会館
11月30日（土）	調べる学習コンクール表彰式	
2月9日（日）	150 周年パネル展③	場所：八戸市公会堂
3月	150 周年記念誌発行	

救急活動における気道確保用チューブの誤挿管について

八戸市内で発生した救急事案において、気道確保用チューブを気管ではなく誤って食道に挿管していたことが判明しましたので、報告いたします。

1 事故概要

8月22日（木）、八戸市内の救急事案に出動した際、心肺停止状態の80代男性に対し、救急救命士（40代男性）が医師の指示のもとに行うことができる救命処置として、気道を確保する気管挿管を実施しましたが、酸素を送り込むチューブが気管ではなく、誤って食道に留置されていたことが搬送した医療機関の検査で確認されました。

男性は、搬送先医療機関で死亡が確認されましたが、同医療機関の医師からは男性の死亡と誤挿管の因果関係は極めて低いとの見解を得ているものであります。

2 再発防止対策

救急救命士を対象とした気管挿管の手順等を再確認するための研修、及び救急隊員全般の再教育により、事故防止の徹底を図ります。